

広島県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県呉地域事務所建設局において、平成二十年三月三十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十年三月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

呉平谷線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市焼山西二丁目六六一番二地先から 呉市焼山西二丁目六六二番六地先まで	新	旧	〇 〽 四三・六〇 〽 四七・二〇	五〇・六〇	拡幅
	旧	〇 〽 五〇・六〇 〽 六〇・二〇	三二・八〇		
呉市焼山西二丁目五七七番五地先から 呉市焼山西二丁目五七七番五地先まで	新	旧	〇 〽 五四・〇〇 〽 六五・七〇	三二・八〇	拡幅
	旧	七・二〇〽 二八・五〇	一、二四一・五〇		
呉市焼山桜ヶ丘三丁目二一四七番五地先から 呉市焼山北二丁目六〇八番一地先まで	新	旧	〇 〽 七・二〇〽 二八・五〇 〽 一四・八〇 〽 五三・八〇	一、二四一・五〇 一、四一四・三〇	ダブルウェイ
	旧	〇 〽 七・二〇〽 二八・五〇	一、二四一・五〇		